訓練や講座等の総合的な実施も可能となっており、多くの市民に利用されている。

問 東日本大震災の際、ペットを置いたまま飼い主だけが避難し、その後戻ってみると犬がどこに行ったかわからないという状況が多々あった。本市でも犬を飼っている方は多いと思うが、防災に対するしつけができていない犬を避難所に連れて行っても避難所生活はできない。防災の観点で日頃からペットのしつけをしていかなければならない。和歌山市では、今年2月に市と獣医、獣医師会、医師会、小学校教師、危機管理局、消防が一緒になって犬との同行避難訓練を実施したことで市民の意識が高まったようである。ペット同行の避難訓練について、これからの方向性は。

答 東日本大震災では、自宅に取り残されたペットが放浪状態となり、野生化して危害を及ぼした例が多数発生した。また、ペットとともに避難できた場合でも、飼い主にとっては心の支えになった一方、避難所では動物が苦手な方やアレルギーの方などを含む多くの方が共同生活を送るため、ペットの取り扱いに苦慮する事例もあった。これらの教訓から環境省は、平成25年6月に『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』を発表し、飼い主の日頃からの心構えと備えや、自治体の配慮する事項を示した。これを踏まえ、飼い主が果たすべき責任は、平常時から災害に備えたペット用の備蓄品の確保や避難ルートの確認等の準備をしておくこと、ペットが同行避難するための必要なしつけや健康管理を行うことであると考えている。ペット同行の避難訓練やしつけ教室は、これらにとって有効なものと認識している。本市では、昨年10月に災害救助犬の訓練と災害現場への出動を行っているNPO団体「SAR・DOG CWC」と災害救助犬の出動に関する協定を結んだが、この団体を何らかの形で活用できないか、あわせて今後検討していきたい。

問 避難所に人だけではなくペットを入れたクレートも収容するとなると満員になってしまう。日頃から段ボールの中で犬が遊んだり、休んだりできるようなしつけができていれば、避難所でも犬が生活できると思う。まずはしつけの仕方がわからない方に対して意識向上のための講演会を開催する方向で進めてもらいたいが、どう考えているか。

答 環境省のガイドラインにもその旨が詳しく出ているが、しつけの一環として同行避難訓練は確かに重要である。ガイドラインにある詳細の飼い主への啓発や関連NPOや動物関係機関との連携、さらには避難所の体制整備を含めて今後検討していきたい。

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

問 環境省が進めている同行避難に対して、本市での取り組みについての市長の考えは。

答 昨年、災害救助犬団体との防災協定を締結したが、そのNPO団体にまず相談をして協力を求めるところから始めなければならない。本市の現段階から一段も二段もレベルの高い救援、救助ということになってくると思うので、市民の命、そしてかわいいペットのためにもしっかりと段階を踏んで考えていきたい。

一般質問 大北かずすけ（公明党）

地方創生戦略の推進

問 昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立した。都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略策定の努力義務が課せられている。平成26年度補正予算として、国から地域住民等緊急支援のための交付金が配分されているが、地域住民生活等緊急支援交付金や総合戦略策定の配分、総合戦略に定めるべき内容はどのようなものか。また、いつまでに策定するつもりか。

答 地域住民生活等緊急支援のため、2種類の交付金の割り当てがあった。消費喚起・生活支援型の交付金が1億9，942万5，000円、地方創生先行型の交付金が8，841万9，000円である。消費喚起・生活支援型は、プレミアム商品券の発行事業として、額面1万2，500円の商品券を1万円（プレミアム率25％）で4万部を発売し、宿泊券発行事業として、額面2，000円の宿泊券を1，000円（プレミアム率100％）で1万7，000部を販売し、子育て対策事業として、中学3年までがいる約1万2，000世帯に3，000円の商品券の配付を考えている。また、地方創生先行型の交付金のうち1，000万円を市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に当てる。総合戦略に定めるべき内容は、「まち・ひと・しごと創生に関する目標」、「市町村が講ずべき施策に関する基本的方向」、「市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」となっており、平成27年度中に策定したい。

問 総合戦略は、どの程度まで委託するのか。

答 地方版の総合戦略の原案作成は、広く住民や産官学金労の関係者の意見を聞きつつ、地方公共団体自ら行う必要がある。委託内容は、基礎・住民意向調査、組織の検討や協